

公害健康被害対策

公害健康被害補償制度

背景

公害被害の特殊性にかんがみ、汚染原因者負担等を前提とした民事責任を踏まえつつ、公害健康被害者を迅速かつ公正に保護するため、昭和48年に公害健康被害補償法を制定。

補償等の対象者

次のいずれかの指定地域に一定期間在住し、一定の疾病(指定疾病)にかかるとして、申請に基づき、指定地域の都道府県知事等が認定した者
(指定地域及び被認定者数は次頁の表及び図のとおり。)

- ①第一種地域：相当範囲の著しい大気汚染による気管支ぜん息等の疾病が多発している地域(当初、四日市、東京19区等41地域が指定されたが、昭和63年法改正によりすべて解除)
- ②第二種地域：水俣病、イタイイタイ病等原因物質との因果関係が明らかな疾病が多発している地域

補償等の内容及び財源

(1)医療費等の補償給付

療養、障害補償費、遺族補償費、療養手当等7種を給付

<財源>

第1種地域：汚染負荷量賦課金(8割)及び自動車重量税からの引き当て(2割)

第2種地域：汚染原因者からの特定賦課金(水俣病及びイタイイタイ病については、汚染原因企業と患者団体による補償協定により企業から直接給付)

(2)公害保健福祉事業

リハビリテーション、転地療養、療養指導等を実施

<財源>

国1/4、県又は市1/4、汚染原因者(汚染負荷量賦課金、自動車重量税、特定賦課金)1/2

(3)健康被害予防事業(昭和63年の第一種指定地域の解除の際に創設)

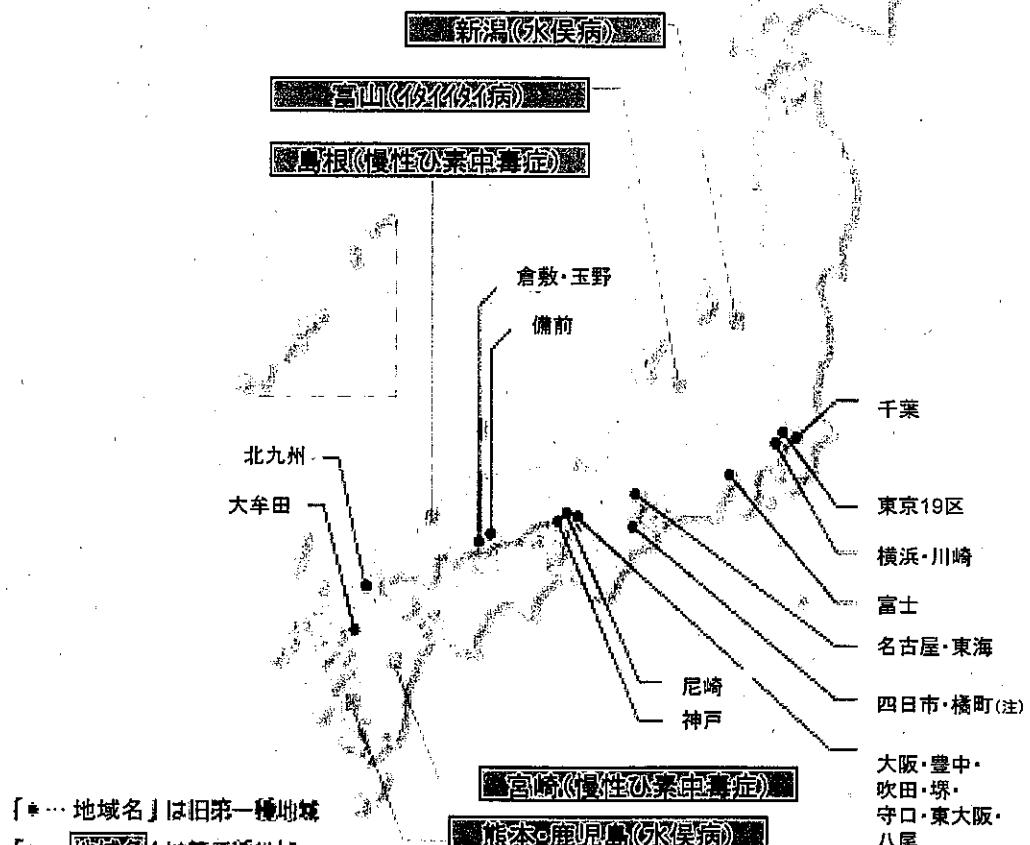
健康の確保・回復を図る事業及び環境の改善に資する事業を実施

<財源>

事業者及び国等の拠出による約500億円の基金の運用益

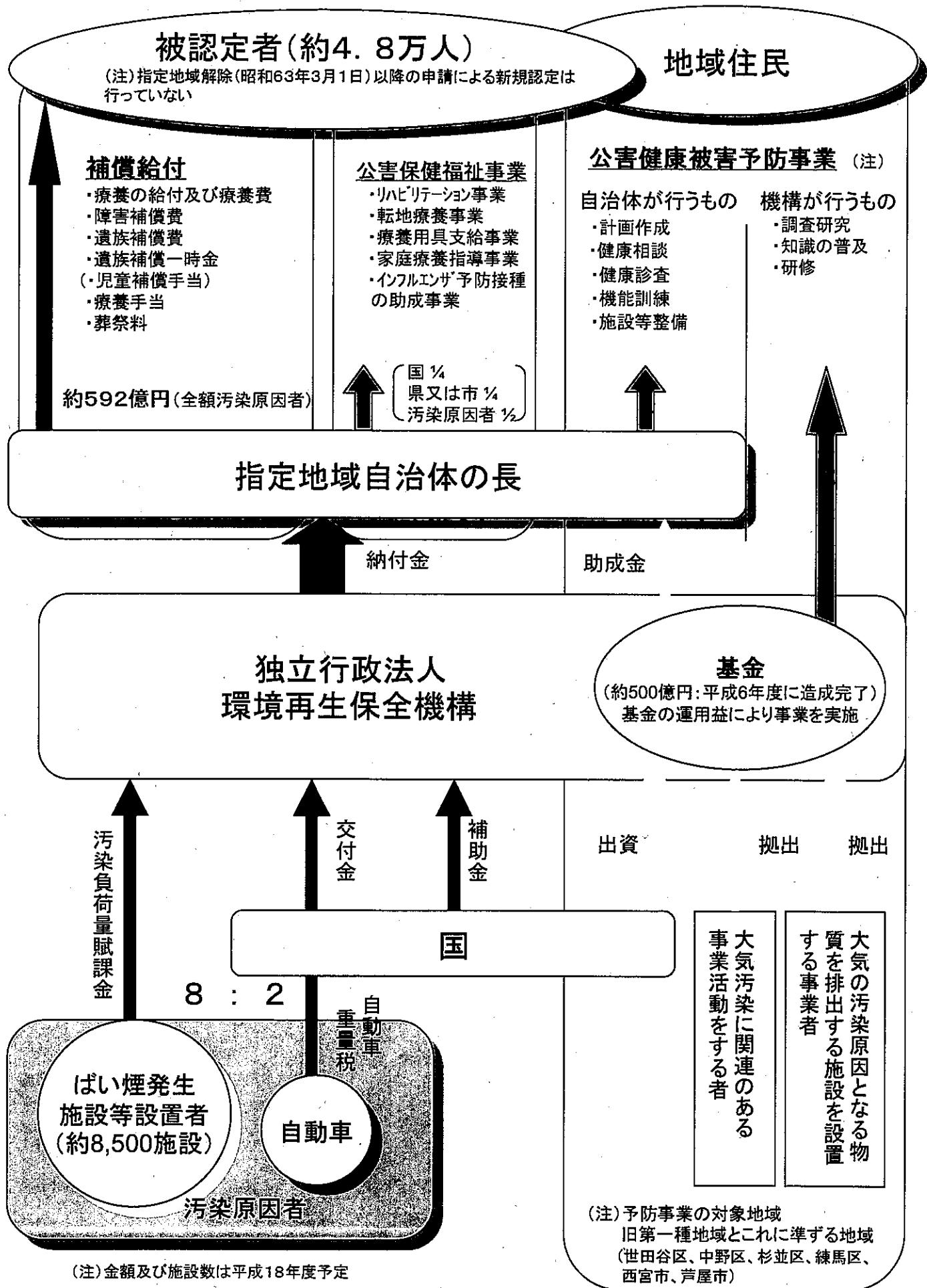
	指定疾病	指定地域	被認定者数 (H18.9末生存者)
旧第一種地域	慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎及び肺気腫並びにこれらの続発症	四日市、東京19区、川崎、尼崎等41地域	48,195
第二種地域	水俣病	・熊本県・鹿児島県 ・新潟県	919
	イタイイタイ病	・富山県	4
	慢性砒素中毒	・宮崎県 ・島根県	57

指定地域及び指定疫病一覧



(注)適用は平成17年2月から四日市と名古屋

補償給付、公害保健福祉事業及び健康被害予防事業とその財源 (旧第一種地域)



第一種指定地域の解除と大気汚染に係る健康被害対策（参考1）

第一種地域の指定の解除

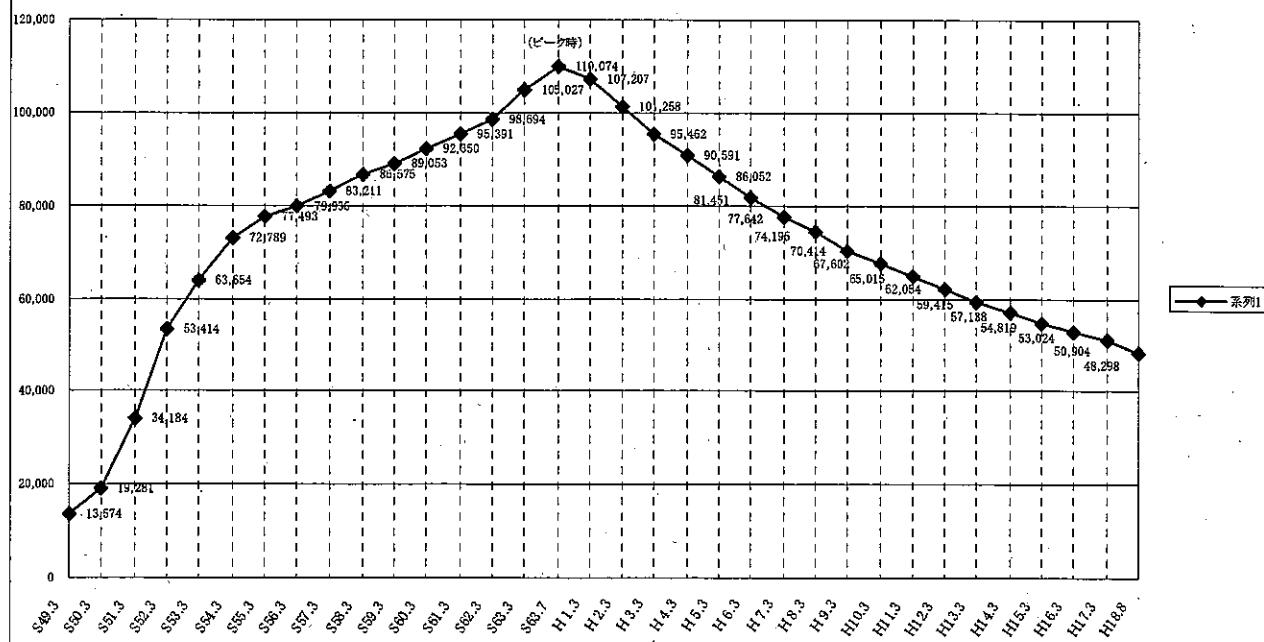
かつてに比べ大気汚染の状況が改善され、個々人に対し制度上の割切りとして補償を行う合理性が失われてきたとの判断により、昭和62年に公健法が次のように改正され、63年に施行された。

- ①指定地域を全て解除し、新たな患者の認定は行わない。
- ②新たな基金を設け、健康被害予防事業を実施する。

指定地域の解除後における対策

- ①昭和63年の地域解除前に認定された患者に、補償給付を継続実施。
 - ・平成18年9月末現在の認定患者約4.8万人
 - ・平成18年度の年間給付予算額約592億円
- ②昭和62年法改正時の国会附帯決議などを踏まえ、以下の事業を実施。
 - ・局地的大気汚染による健康影響に関する調査研究、
 - ・環境保健サーバランス調査
 - ・健康被害予防事業（地域住民の健康相談や健康診査、環境改善など）

現存被認定者数の推移（旧第一種地域）



環境保健サーベイランス調査

昭和62年の公健法改正時の国会附帯決議を受け手法の検討を行い、平成8年度より本格実施。
目的：地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を定期的・継続的に観察し、必要に応じて所要の措置を講ずること

調査方法：①健康調査…約9万5千人の3歳児（39自治体）及び約7万8千人の6歳児（31自治体）を調査対象として、健康調査票による質問調査を実施。

②環境調査…健康モニタリング対象地域内及び近傍の大気汚染常時監視測定局の大気環境測定データから、調査対象者ごとの大気汚染物質の背景濃度を推計。

解析：3歳児、6歳児の健康調査結果の集計解析のほか、環境調査と健康調査の組み合わせによる解析や、3歳児から6歳児の追跡解析も実施。

結果：これまでの結果では、大気汚染物質濃度の高い地域ほど、呼吸器症状有症率が高くなることを示す結果は得られておらず、また、ぜん息の有症率の変化と大気汚染の濃度の変化に関連性はみとめられていない。



局地的大気汚染による健康影響に関する調査 そらプロジェクト

昭和62年の公健法改正時の国会附帯決議を受け手法の検討を行い、平成17年度に開始。

目的：幹線道路沿道における自動車排出ガスへのばく露と気管支ぜん息の発症との関連性について疫学的に評価すること。

事業計画：調査結果の信頼性を高めるため、対象集団や調査手法を変えて複数の疫学調査を実施。平成22年度までにすべての調査を終了し、全体の解析・評価を行う予定。

(1)学童コホート調査…学童（小学生）を対象とした5年間の追跡（コホート）調査。

平成17年度より、関東、中京、関西の3大都市圏の主要幹線道路沿道の57の小学校の協力を得て、約12,500人の同意を得て調査を開始。

(2)幼児症例対照調査…幼児を対象とした症例対照調査。

平成18年度より、関東、中京、関西の3大都市圏の9市区の協力を得て、1歳半健診、3歳健診の場を利用して約10万人の調査を開始。

(3)成人調査…平成19年度以降、実施予定。

関西

大阪中央環状

茨木市
門真市
摂津市

国道43号

大阪市
尼崎市
西宮市
芦屋市

関東

国道14号・16号 (国道357号)

千葉市

国道246号 環状7号 環状8号

世田谷区
東名高速道路
川崎市

中京

国道23号 国道302号

名古屋市

学童コホート調査の調査地域